

清水 美孝 議員



(一問一答方式)

- ① 4月に発生した地震時の罹災証明書の交付について
- ② 市民文化会館整備事業に係る財産の取得について

4月に発生した地震時の罹災証明書の交付について

問 4月17日に発生した豊後水道を震源とする地震による家屋への被害について、被害状況の確認、罹災証明書の交付に関する周知方法等の市の対応についてどのように行っているのか伺いたい。

答 被災家屋に関する罹災証明書の交付については、被災された方々より申請のあった32件の罹災証明書を交付しています。そのうち1件は、職員が現地に赴き、被災の状況を確認していますが、その他の31件は被災された方からの写真により被災状況が判断できたため、現地調査までは行っていません。なお、各家屋における被災の状況は、全て一部損壊でした。

次に、罹災証明書の発行に関しての周知については、被災された地域の皆様には、罹災証明書を発行する旨の案内文書を各家庭のポストに投函しています。また、市のホームページへの掲載や、市公式LINEでもお知らせをしています。

なお、罹災証明書は、豊後水道を震源とする地震が発生し、市内でも大きな揺れを確認しているため、申請に対して被害の状況に応じた罹災証明書を発行することになっており、一定以上の被害がないと発行しないといった交付基準等はありません。



2024年4月17日豊後水道を震源とする地震の罹災証明について (市HP)

今後の救済措置について

問 この度の地震によって被害を受けた人に対して、見舞金や再建に向けた資金の貸付け等、その他

の支援を行う考えがあるか。

答 被災者生活再建支援制度では、自然災害により10世帯以上の住宅が全壊した市町村が対象となっているため、今回の地震は支援制度の基準には達していません。また、この地震に係る家屋の被災の状況は、全て一部損壊であったため、大洲市罹災見舞金等交付規程にも該当していません。なお、住居、家財に被害を受けた方が対象となる貸付け関係の災害援護資金につきましても、災害救助法の適用を受けていないため、該当していません。

市民文化会館整備事業に係る財産の取得について

問 市民文化会館整備事業及びこれに伴う排水路替工事用地の取得費用6億6,649万6,890円の内訳について伺いたい。また、取得用地には旧愛媛たいき農業協同組合喜多支所用地も含まれているが、移転に伴う補償費の支払いは行っているのか。

答 市民文化会館整備事業及びこれに伴う排水路替工事用地の取得予定価格の内訳は、土地代金は6億5,750万6,000円となっており、農業用ビニールハウス、給水管等の灌水設備といった工作物の移転費用やブドウの伐採補償といった物件移転補償金が899万890円となっています。

なお、現時点では所有者と売買について仮契約を締結しており、本議会において議決を受けることができれば、本契約として成立します。

また、旧愛媛たいき農業協同組合喜多支所用地の購入に際しては、更地としての購入となっており、物件移転に関する費用は補償していません。



市民文化会館イメージ図